

# かたくい通信

原告、支援者、弁護士の皆さんを結ぶ通信です。編集子宅周囲に咲くカタクリにちなんでこのような通信名としています。

◆発行：福井から原発を止める裁判の会(名称を改めました)◆

■世話人連絡先：松田(090-2037-9322)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

■弁護士連絡先：笠原一浩弁護士

口座名：福井原発差止訴訟を支える会

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18  
みどり法律事務所 (0770-21-0252)

記号：00760-6 番号：108539  
(口座名等はこれまでのままです)

♥ご支援をよろしくお願ひします！

◆ホームページ：http://adieunpp.net/download/Sannkamoushikomi.html

(本通信 PDF 版もアップロードしてあります！)



## いよいよ！福井の草の根からの提訴です！

### 2012年11月30日(金)歴史的な日になるかも・・・

14：00 福井地方裁判所前歩道集合

(注：集合の際には、裁判所の敷地に入らないようお願いします)

14：30 提訴(弁護団が訴状を裁判所に提出)

15：00 記者会見・・・その後参加者による意見交換会 (福井県教育センター：大手2丁目22-28。福井県国際交流会館の、さくら通りを挟んで向かい側)

♥私たちの思い・・・一部の人たちの利益のために、原発の危険性に怯えながら、また原発の近くの人たちは、証明されない健康被害におびえながらの生活を余儀なくされていることに対して、そんなことが許されているのか、という裁判です。

♥原発で電気を作るといふことは「人道に対する罪」として、許されないことなのです。なぜそれを誤魔化せるのか。

①大量の被爆をしない限り、直ちに被害が出ない。(晩発性障害)

②被爆しても痛くも痒くもない。(無痛性)

③遠くに離れていれば、被害が及ばない。(自分には関係ない・・・)

④自分さえ助かればどうでも良いという考えの人が何故が多い。(利己主義)

⑤一部の人達の利益のお毀れを欲しがらる。(利益誘導・・・)

♥裁判所に求めたいのです！

本来「法」とは、市民があらゆる脅威や歪んだ権力から侵害されることなく自由に生きることを守るためにあるのではないのでしょうか。「法」の原点に立ち帰り、

「人々の命を守る」側に立ってください。ささやかな願ひです。私たちに安心して自由に生きられる権利を認めてください。(文責：松田正+編集子)

## 報告 ◆福井から原発を止める裁判の会

### 発足会&記念講演会◆

2012年11月3日(土曜日)午後2時～

真宗大谷派福井別院講堂にて

(以下、発足会の報告メモです)

#### ◆福井から原発を止める裁判の会

一、開会あいさつ:原告 106人、支える会 95人、準会員 50人、計 251名、弁護団 10名・団体を置かずの原告団、原発を止めるためには何でもやる(ex.県庁前デモなど)・裁判は関電が対象、裁くのは被告だけでなく裁判官も裁かれる。

#### ■記念講演—弁護士・井戸謙—■

「大飯原発差止め福井訴訟提訴の意義」

#### ◆ 現在係属している原発差止め等請求訴訟

- ・大飯原発—福井県の他、京都で裁判
- ・若狭湾の原発に関する訴訟—現在、5件

#### ◆大飯原発の被害予測

- ・最大範囲は南側に 32.2km

→1週間で100ミリシーベルトつまり595マイクロシーベルト/時(ex.飯館村 2011.3.15 200マイクロシーベルト/時) ※飯館村と同等の被害は100km圏が予想される

#### ◆若狭湾の原発のおそろしさ

・集中立地の恐怖(敦賀原発から高浜原発まで約50kmに14基)・地形的に救援・復旧が困難・近畿トライアングル

#### ◆若狭湾の活断層の規模(電力会社が認めているもの)・FO-A、FO-B～熊川断層の3連動60km

- ・浦底断層 25km(100kmという説も)

#### ◆新指針による耐震性引き上げ

- ・旧指針は400gal→新指針では500～600gal、柏崎刈羽1-4号機は2300gal

若狭湾の原発はどうなのか(550～700gal)

- ・関電は新指針提示後も耐震補強はしていない。
- ・敦賀原発直下に浦底断層

- ・大飯原発破砕帯

◆FO-A、FO-B～熊川断層の3連動の報告書では、ストレステストの結果を受け「問題ない」とした

#### ◆津波リスク

- ・1958年米国アラスカ州リツヤ湾大津波(524m)
- ・湾内の原発は世界でも美浜原発と敦賀だけ
- ◆延性脆性遷移温度ワースト7—原子炉の温度に対するぜい弱さ①.玄海1号、②～⑥位は若狭湾の原発、⑦位は福島第一

#### ◆ウクライナの避難基準

移住義務—5ミリシーベルト/年

◆チェルノブイリの経験—事故後、平均寿命が10歳程下がっている。

#### ◆甲状腺検査(平成24年、42,000人)

- ・異常数は調査のたびに増加
- ・子どもの甲状腺がんは10万人に一人といわれる。しかし福島で平成24年9月に1人甲状腺がんが発見された。(ベラルーシでは事故直後から増加)

「福井で大飯原発運転差止め訴訟提訴の意義」

・多くの人が多く裁判所で差止めを求めることが大事、裁判所に市民の思いを届ける。多くの市民が変えようとしないと変わらない。

裁判所は変わるのか?

・キャリア裁判官制度—上級審での判決取り消しがマイナス評価という意識(最高裁であればどう判断するかを考えてしまう)しかし裁判官は本来は、憲法と法律そして良心にしか拘束されないで判断するという魅力がある。

→思い切った判断にはそれなりの決意がいる。

- ・動かしたい事実が裁判官を動かす。
- ・国民多数の支持が裁判官を後押しする。

「原発は憲法に違反する存在」

- ・11条「この憲法が国民に保障する基本的人権は・・・現在及び将来の国民に与えられる。」
- ・97条「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は・・・これらの権利は、過去幾多の試練に耐え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない

永久の権利として信託されたものである。」

#### 一、質疑応答

Q 1. 憲法でいう「公共の福祉」によって原発建設が正当化されるのか。その場合、「公共の福祉」とは具体的に何か

A 1. 電力会社においては電力供給が当たるとされた。しかし現在を振り返れば、「公共の福祉」はなかった

Q 2. 原発を止めたら経済に打撃はあるか。

A 2. メーカ、電力会社の儲けは減るだろう。中小企業レベルでいえば「原発やめていい」と言っている。再生可能エネルギーをめぐって新たなチャンスがある。経済発展につなげる。

Q 3. 原発の5km以内は疫学的に白血病が多いといわれるが、その裁判は難しいか。

A 3. 志賀原発でもそのような主張はあった。しかしわれわれは問わなかった。日常運転における被ばくが健康被害にあたるという判断はしなかった。ところが低線量被ばくのリスクが立証されていければ、問える可能性がある。

Q 4. 今後、裁判官に期待できるのだろうか。

A 4. リアルな言い方をすれば、裁判所は基本的には財務省に予算を握られている。最終的には国の意向に逆らえない。ところが裁判所は独立性がある。私は志賀原発含めて思い切った判決を出した。ときどきそういう判決が必要。国民の大多数が声を上げているときには、司法の信頼を得られる。最後は国民の思いに従う。

Q 5. 今度の原発の差止めは民事。法廷での闘いは技術論の側面が強い。この種の裁判で判断の分かれ目はどのあたりになるだろうと想定されますか。

A 5. いくつか論点はあるが、事故のリスク。電力会社の言い分が言い逃れになっていると印象づけられるかどうか。一つでは難しい。三つくらいで印象づけられれば、「やってやろう」という気持ちにさせられる。

#### ■弁護団代表挨拶—佐藤辰弥弁護士■

理由の第一は、「福島第一原発事故後も原発を続けるのは許されない」ということ。もんじゅ裁判に関わってきたが、その中で設置者の動燃や国は裁判で全電源喪失はない、単一故障であればいいんだ、もしトラブルがあっても多重防護が働く。

「止める」「冷やす」「閉じ込める」で環境に放射能が広がることはないと強弁してきた。裁判では追及ができず結果的に敗訴に終わった。徒労だったのかもしれない。しかし福島第一原発事故で、電力会社や国の主張は完全に崩壊した。津波で電源が喪失した。だから温度が上昇した。上昇するから注水しなければならない。注水するには圧力を下げなければならない。圧力を下げないと爆発する。だからベントを設けられる。ところが今回はベントは有効に機能しなかった。多重防護は全く機能しなかった。「止める」「冷やす」「閉じ込める」は機能しなかった。炉心溶融、水素爆発、放射能拡散という最悪の事態になった。この影響は未来永劫続くだろう。国も本当の意味での実態はつかめていない。事故原因の究明なくして原発を運転させることは許されない。

第二に、大飯原発3、4号機に破砕帯がある。弱い地盤の上にある。現状、大飯原発を動かしながら活断層かどうかを調べているという状況。この破砕帯は活断層ではないか。仮にそうではないとしても、FO-A、FO-B～熊川断層が動くという可能性は十分にある。そういう状況で原発を運転するのは危険極まりない。これが私が関わろうと思った理由。

裁判は簡単に決着できるものではない。長期に継続することが予想される。しかしフクシマを二度と繰り返さないという思いを結集して、福島で起きた現実を突きつけていく。原子力発電に対する安全性が確認されるまではたたかいを継続すべきものと確信して、大飯原発3、4号機差止めをやっていく。みなさんの熱い支援を期待する。

## ■訴訟についての説明—弁護団より■

弁護団事務局長の笠原が今回の訴訟の概要について説明します。はじめに、先ほどご説明のあった弁護団の人数を訂正させていただきます。弁護団会議に出席して訴状を作成するという中心的作業をしているのは10人です。しかし全国各地の原発差止め等を行っている弁護士に、福井でも大飯原発差止め訴訟をするので弁護団に入って欲しいと呼びかけたところ、全国各地約70人の弁護士から、それぞれで原発裁判をやっているのが積極的にかかわれないかもしれないけど、集中立地の福井から裁判をやることには意義があるので、弁護団に入らせてほしいという声をもらいました。特に福島第一原発事故を引き起こした東京電力が運営している柏崎刈羽原発の裁判をやっている弁護団では、新潟県内の弁護団員40数名全員が入ってくれた。その中には著名な弁護士も含まれる。このような全国からの支援を受けていることに、金沢から駆けつけてくれた鹿島弁護士も含め、地元弁護団一同、身が引き締まる思いです。

裁判は11月30日に提訴します。その理由を説明します。福井県の弁護団の多くは福井市女子中学生殺人事件の再審請求に関わっています。ちょうど1年前の11月30日に再審決定がなされました。原発裁判も再審請求も共通点がありました。刑事裁判では「疑わしきは被告人に利益に」という原則がありますが、今までの裁判では必ずしも尊重されてきたとはいえません。場合によっては「検察がちゃんとやってるんだから」というケースすら見られました。しかし、厚労省女性幹部を証拠偽造してまで訴追した事件を受け、人を裁くには証拠をきちんと確かめる必要があるという流れが生まれつつあります。一方、未知の科学技術、原発などはその典型例だと思いますが、これに関しては、もし何か起こった場合、生態系にとりかえしのつかない重大な不利益が生じるおそれがありますので、「予防原則」という原則が採用されるべきと考えられています。安全なのか危険なのか

分からなければ、使わないでおこうという原則です。これまでの原発裁判は、もんじゅや志賀原発をのぞき、ことごとく住民側敗訴でした。もんじゅや志賀原発も上級審で敗訴となりました。「電力会社がちゃんとやってるから大丈夫だろう」と判断したのでは、というような判決もしばしば見られます。しかし福島第一原発事故を受け、流れが変わりました。よって11月30日に提訴。

## ■裁判概要■

電力会社に対する民事裁判、設置許可を出した国に責任を求める行政裁判があります。どちらがいいのか弁護団で検討した結果、民事訴訟という形を取った方が、原告の皆さんの権利侵害、原発が事故が起こった場合の被害をストレートに訴えられるのではないかと考え、関西電力に対する差止め裁判に決定しました。国に対する責任追及も考えましたが、差止め請求において原発の危険が確かめられれば、設置許可を出した国の責任も問えるのではと判断しました。

権利侵害について補足します。法律上の構成としては、原発差止めの根拠として、人格権侵害、環境権侵害ということが考えられます。人格権侵害というのは、生命、身体、もしくは名誉が妨げられるか、そのおそれがあるということです。人格権侵害を差止め請求の根拠にできるということは、住民側敗訴の裁判を含め、多くの裁判例が示しています。環境権侵害については正面から認められた裁判例はありませんが、人格権侵害を根拠にできる以上は、環境権も認められるべきと考えます。ただ、法律的に構成すると人格権ないし環境権ということになりますが、原告の皆さんが今回の裁判を起こす経緯は、そのように一言二言では言い尽くせないだろうと思いましたので、弁護団としては原告団の皆さんの思いが裁判所に伝わるよう、文章にしてもらうようお願いしました。そうしたら、頂いたお手紙は想像を超える多様性を持っていました。ある方は福島県から避難され、二度と

このような災害は繰り返したくないと言われました。関西の方は琵琶湖の水を正常のままに保ちたいと言われました。ヒロシマを経験した人は放射能の汚染を広げたくないと言われました。のんびり深呼吸する権利という想像もつかなかったことをおっしゃった方もいました。わたしたち弁護団は法律家として原子力規制法、もしくは日本国憲法をはじめとする多くの法律を勉強したいと思います。しかしこの裁判は法律だけではなく、地震学、放射能医学、それ以外の自然科学以外の知識を要求されるかもしれません。今後、原告団の方から学びながらやっていきたいと考えています。

### ■弁護団への質疑応答■

Q 1. 原発で仕事をしていた。裁判の関係で、現在動いている原発の危険という立場から証言したいと考えているが、原告団としての会議は開かれるのでしょうか。このままだと何も分からないまま裁判になってしまう。原告団会議は開かれるのでしょうか。

A 1. MLでは報告しましたが、11月19日に訴状を送信します。11月22日17時から福井市内の吉村法律事務所にて原告・弁護士まじえての会議を行なう予定です。その際には可能な方には出席して頂いて意見交換したいと考えています。(笠原)

Q 2. 原告団の世話人というのは決めてあるとお聞きしているが、どうするのか

A 2. 世話人会は月イチで定例会議を開いている。世話人は誰でも入れる。(嶋田)

Q 2-2. 原告は誰でも世話人になれるのか。

A 2-2. 誰でもなれる。原則として第四木曜日に開催している。(嶋田)

Q 3. 世話人が事務で大変のはわかっているが、大切なものは文書で送ってほしいと思っている。

A 3. 訴状は膨大な量の文章になる。希望の方には示したいと思っている(松田)

(記録：木下建一郎+編集子修正)

## ■のおなれコーナー■

【福井弁で原発「のーなれ(なくなれ)」という思いを込めたコーナーです。

♥ 私は、何と言っても高濃度汚染の使用済み核燃料を後世に残すという、あまりに無責任極まりない自己中心的な行為を絶対に人としてやってはならないことと思います。「死の灰」は、凶悪犯罪以上に罪深い許されないことです。Sさん(神奈川県)

♥ 私は福井で生まれ、今は大阪で暮らしています。大飯原発が再稼働したとき、郷里が犠牲になって作られた電気を自分が使うことに、やるせなさを感じました。原発は、悪魔に魂を売るのといっしょです。のうなって欲しいのです。Tさん(大阪)

♥ 「大飯原発再稼働を止めて」

琵琶湖が見える近江舞子に住んでいます。地震の活動期にある今、いつ地震震災が起るか大変不安です。どんなに避難体制ができて琵琶湖に蓋をすることも、他へ移すこともできません。琵琶湖が放射能汚染されれば、関西一帯の飲み水が飲めなくなります。いのちの水が脅かされるこんな不安な生活を一刻も早く止めてください。Mさん(滋賀県)

♥ 冬季の季節風で風下になる私達も無関心ではいられません。このような応援しかできませんが、支えてゆくつもりです。皆様のご尽力に敬服し、心からの応援をさせていただきます。Aさん(石川県)

♥ 原発は被ばく作業員を生み出し、未来の子供の命を奪います。また、差別が作られ、一度事故となれば、被害を受けるのは弱い立場の人々です。そのような意味からも原発は必ず罪を犯すものです。原発を止める覚悟が、私たちに求められているのではないのでしょうか。Sさん(岐阜県)

♥ いくつかのメーリングリストで知りました。いつも気にかけています。身体が不自由なのであまり身動きできませんが、裁判傍聴にもできれば参加したいと想います。 Sさん（東京）

♥ 私たちの所も早めに動かないと、政治に流れてゆくようになってしまいそうです。皆様のように頑張るつもりです。原発より10km以内に住んでいる者です。未来が不安です。 Iさん（新潟県）

♥ すべての生き物たちの生命を奪うな！すべての生きものたちの明日を奪うな！ Mさん（若狭町）

♥ 全ての命の健やかな未来のために、原発を止めます。 Eさん（福井市）

♥ 福井県民として自分の生き方を問われています。一人でも多くの原発を考える話せる人を増やしていきたい。 kさん（坂井市）

♥ まずは日本の原発を止めて、世界中の原発を止めましょう。 Hさん（福岡県）

♥ 田舎が福井なので原発については心配しておりました。坂本龍一さんのメッセージを億万回「原発推進」の人たちに言いたいです。全ての原発を止めるまで闘いましょう。 Aさん（大阪府）

♥ 原発は、人為ミスや自然災害（地震や津波）によって大災害を起こし、住民の生命・財産と環境を破壊する危険なものであることが科学的に明らかになっています。安全第一のためには、すべての原発を停止・廃炉としなければなりません。経済第一のために原発を推進することはとても許されることではありません。

山本富士夫さん(福井市)

## ▼関連アクション・イベント情報▼

### ◆映画上映：普通の生活◆(製作：ネイバース)

時：12月15日（土）PM7：00～

所：真宗大谷派福井別院講堂（東別院）

福井県福井市花月1丁目2-36

電話 0776-21-4100

主催：福井から原発を止める裁判の会

原発から住民の命と安全を守る連絡会

連絡：石森 090-3292-9263

参加費：500円（高校生以下無料）

映画内容：なにげない日常がこんなに大事なものであったのか。人は大きな災禍にみまわれたとき感じとる。原発が爆発し、放射性物質の危険を感じながら生きる「普通の生活」とは？この映画は人間の内側を静かに見せる驚くべき映画である。監督：小林茂

## ◆ただ今の原告等の数(11月15日現在)

●原告数：121名

●弁護団：75名！



●サポーター数：144名

◆編集後記◆今回は誌面の都合上、「世話人紹介」、「情報スクランブル」、「原発訴訟関連ニュースクリップ」はお休みです◆3号でもお知らせしましたが、郵送費節約のため、「かたくり通信」PDF版をホームページからダウンロード可能で郵送を希望されない方につきましては、メールで発行のお知らせと概要のみ送らせて頂きたいと思っておりますので、post@adieuhpp.net までその旨ご一報下さい。よろしくお願ひします◆(K0)